

# 大分県の神楽の系統について

小 玉 洋 美

## 第一項 はじめに

明治初年の太政官政治は、復古神道を中心に民衆の教化を策し、神仏判然令を始め大教宣布を経て、明治五年（一八七二）、神祇省から教部省に名称を変えて神道を中心とした国民教化を推進する。社格を制定し、神職の地位向上を企てた。明治八年の「神祇祭式布達」による祭祀方式の統制もその一環である。

一方では富国強兵・殖産興業などの欧化政策の推進は、文明開化の風潮を生み、神道の国教化を抑えることとなった。しかし日清・日露戦争を挟んで「神社の統合」と国や市町村の「神饌弊帛料の寄進」など財政基盤の強化が進められている。

本稿の目的とする神楽講・神楽社の変遷もまた国の神道政策と無関係ではあり得ず、江戸時代以来の数社以上の神職・社家による神楽講が廃止されることとなった。その時期は、

県によって一定していないようである。朝廷の御神楽みかくらを神官が舞うのを禁止したのに準じて、県によっては厳しく従来の神職による神楽舞いを禁じたり、神話劇風の岩戸神楽を禁じたりもしている。小泊立矢氏の教示によると、宇佐郡の神職が神楽を舞うことの是非について伺いを出したところ、小倉県は不可、福岡県は可、大分県は調査の上と答えている。もっとも、豊前国八郡から下毛・宇佐の二郡が大分県に編入されたのは、明治九年八月である。それ以前は福岡県（明治九年四月より）、小倉県（明治四年十一月より）に属していた。

さて、現在に伝わる県内の神楽社の成立は、県北地域では明治十年以降といわれている組が多いが、県の中部以南の神楽社では、明治五年前後に伝授されたと言っている組もある。しかし、神楽伝書の奥書の筆跡などから判断すると、民間の神楽社結成の時期は遅くなるようである。例えば、直入郡の久住神社に付属の杉小野の弊神楽は村々より依頼を受けるが、従来の巫神楽みこを続けてよいかと県に照会している。これは明治二十四年のことであるが、このころから従来の神楽を続けて良いか。または復興して良いか等の県への伺い書が増えている。もちろん、これは同年七月六日付け内務省訓令第十二号の「府県郷村社神官奉務規則」第二条に「神官ハ

祭祀ノ典則旧来ノ儀式ヲ遵守シ決テ紛乱スヘカラス、其社ノ例祭民俗因習ノ神賑等ハ適宜行フコトヲ得」を受けて、付属の神樂社を持つ神官から問い合わせられていることを示している。この三年後に起きた日清戦争を契機にして国家主義が高揚し、神樂も盛んとなって神樂社が増加した。しかし、昭和十五年の皇紀二千六〇〇年をピークとして今次の大戦を挟んで神樂社が減少した。ふるさと振興の波に乗って県内の神樂社も活気を取り戻したが、後継者不足が課題となっている。

## 第二項 県内の神樂の分類と分布

県内の神樂の系統を論ずるとき、考慮せねばならないのは神樂の分類と同系統の神樂の分布である。

このことについて、染矢多喜男氏は『大分の神樂』（双林社・一九九八）の中で次のように述べている。

県内の神樂は大別すれば採り物神樂と岩戸神樂である。前者は面を着けない直面ひためんで、扇・鈴・御幣などの採り物だけで舞う神樂で、旧臼杵領から三重町にかけての宮流神樂と、旧佐伯領である佐伯市・南海部郡の佐伯神樂がある。（中略）岩戸神樂は配役ごとに面・衣装を異にする演劇的な神樂である。これには豊前系、国東系、

日向系、大野系、直入系などがある。

豊前系は豊前即ち県北地方に分布する。国東系は西国東郡・東国東部・杵築市・速見郡に分布する。日向系は、玖珠郡と南海部郡の蒲江町丸市尾にある。（中略）大野系は東は大分市・大分郡、西は大野郡に隣接する竹田市・直入郡から県境を越えて熊本県阿蘇地方まで、北は九重町飯田高原や日田郡上津江村豆生野、南は南海部郡宇目町や蒲江町葛原浦まで分布している。直入系は竹田市次倉の宮砥神樂である。

右のうちで最大の分布圏を占める大野系の岩戸神樂は御嶽流・深山流・浅草流の三流派に分かれているが、明治三十九年に大野郡楽員会が結成されてから一本化が進められている。しかし、演目と衣装、舞い方には江戸時代以来の各流派の特色が残っている。一方、日向系の神樂は県内には二社のみであるが、享保五年（一七二〇）に高千穂から伝わった玖珠神樂は郡内の二十一社で順番に奉納されていた記録がある。明治以降興亡を繰り返し、昭和二十五年に復興した玖珠神社が存続している。他の一社は佐伯市蒲江の丸市尾浦の富尾神社付属の丸市尾神樂で、宮司の塩月家に伝わる「岩戸神樂願文事」には延享二年（一七四五）とあり、この頃日向国

三河内村北川（現北川町）から伝習したと言われている。この神楽は蒲江の森崎にも伝わっている。同町内の竹野浦神楽・楠本神楽・王子神楽・河内神楽・西野浦神楽などは、佐伯神楽と同じであるが、宮崎県延岡市の大野神楽・尾崎神楽などにも近似している。蒲江町内で唯一の御嶽神楽である葛原神楽は、明治二十年代に清川村の御嶽神楽社から伝授されている。以上のように、蒲江には三系統の神楽が分布しているのである。その理由はリアス式海岸の浦々に集落が発達している地理的事情もあるが、佐伯藩領であった歴史的事情によってもおられるのである。神事色の濃い儀式的な採り物神楽である佐伯神楽に較べると、娯楽色の強い御嶽流の岩戸神楽を葛原浦が清川の宮迫組から傳習したのには、お手本があったのである。御嶽流緒方神楽社の人々が正月七日過ぎから一月ばかり佐伯地方に出かけて家祈祷をして回っていた。囃し方は戸外に座り、神楽は座敷で舞う「網伐」「柴引」などを舞うことが多く、「石戸開き」と「八雲払い」は同じ地区では一回しか舞わなかったという。ともあれ、佐伯地域で毎年見られていた御嶽神楽が葛原浦に根を下ろしているのである。

やはり、祭礼の神賑わしには御巖流のような岩戸神楽が喜

ばれるのであろう。そこで、前述の大野系の三流派が分布圏を広げた経緯を検証する作業が必要となるが、ここでは深山流岩戸神楽をとりあげてみよう。深山流は豊後大野市朝地町の旧県社深山八幡社で組み立てられた神楽である。同社の境内の記念碑によると、神主の石川親永が岡藩の神主の触頭日野淡路の命を受けて慶応二年（一八六六）に直入郡仏原村の宮処野神社と同郡長湯村の榎山八幡社に、また明治元年（一八六八）に同郡拜田原村の扇森稻荷神社に神楽を伝授している。さらに、同神社から明治十四年（一八八一）に大分郡端登村（現大分市）の五社明神社（伊与床神楽）、同十五年（一八八二）に直入郡阿蘇野村（現由布市）の阿蘇野社・岩上社、同十六年（一八八三）に北海道郡木佐上村（現大分市）の岩上社、同十八年（一八八五）に直入郡下竹田村（現竹田市）原口神社、同三十年（一八九七）に同村の杵築社に神楽を伝えている。『直入郡誌』によると、同町の二又神楽組（天祖神社俚楽社）は、明治十八年に深山神楽の講習を受けて同二十七年（一八九四）に「神楽傳書」を受けている。さらに、由布市の庄内町に伝わっている十一の神楽座のうち、阿蘇野と中臣の二社は深山流である（他の九座は浅草流）。

旧直入郡神楽社が深山流を受容したのは、先に記した久住

神社のように「従来の神楽」である採り物神楽に満足しなくなった氏子の意向を汲んだ結果と言えよう。

染矢多喜男の『大分の神楽』（前掲）によれば、「直入郡の神楽は採り物神楽であったため、大野系岩戸神楽に席巻されて姿を消し、大野系岩戸神楽の影響をかなり受けた宮砥神楽のみが残った」という。そして、文政八年（一八二五）の「御神楽番数並びに支度附書上帳」と現行の十七番の演目を比較し、平手など十番の神楽が共通している。また、演目の平手は享保三年（一七一九）の「四社年中行事次第」に見える採り物神楽と指摘している。四社とは宮砥八幡・拇岳上宮・下宮・緩木権現のことで神主は相馬氏であった。

ところで、明治三十九年（一九〇六）に結成された大野郡楽員会に、採り物神楽である宮流の下藤組・上田原組・牟礼組・本城組・川辺組が属している。下藤組は臼杵市野津町、他の四組は豊後大野市三重町に属しているが、もとは臼杵藩領であったから、臼杵市の紙園宮（八坂神社）付属の宮流（大野楽員会の呼称と言う）である。『大分の神楽』に「安永八年（一七七九）から安政四年（一八七五）まで約八十年間、臼杵領の十九社二十家の神主が、湯立神楽を奉納した記録」を紹介し、続けて「湯立ばかりではなく、返ばい神楽など七

番が奉納されているから、紙園宮の神楽は広く臼杵領に分布していたことが分かる」と記している。言うまでもなく臼杵藩の飛び地は大野川の下流の大分市東部にも存在していたので、毛井八幡社や高尾大明神など七社の神主が加入していた。しかし、弊神楽の宮流のみが伝わっている神楽社はない。

津久見市堅浦に宮流（三輪流）が伝わったのは、明治二十六年（一八九三）で羽追神社に臼杵の井村の三嶋神社から伝わっている。現在は少年が中心の神楽となっている。

一方、明治八年（一八七五）から昭和三十五年（一九六〇）まで、臼杵市末広に大野系の浅草流岩戸神楽があったことを特筆したい。明治八年に伝授を受けたのは犬山神楽で、同二十一年（一八八八）、同二十九年（一八九六）、昭和五年（一九三〇）にも教えを受けている。『臼杵市史・下巻』（臼杵市・平成四年）によると、昭和七年（一九三二）に「豊後岩戸神楽ノ葉」が上津神社楽員長から末広神社楽員長に与えられている。又、「各地神楽執行番付」には昭和八年（一九三三）から同三十五年までの記録が残されている。大分市吉野の馬メ神社や津久見市青江・吉小野の神社にも奉納していたが、昭和三十五年の佐志生での奉納を最後に断絶している。したがって現在の分布では、岩戸神楽は存在しなくなっているの

である。

### 第三項 国東系神楽の検討

次に、国東系神楽の分布について取り上げてみよう。国東半島は両子山系を中心に放射線状に発達した谷に沿って集落が営まれ、川口部に港町が形成されている。古代以降六郷から成り、宇佐八幡の荘園が發展していた。中世には大友氏の浦部水軍の根拠地となったが、六郷山寺院の活動の支柱は宇佐八幡信仰であった。近世に入り半島の東部は杵築藩、西部は延岡藩と島原藩の飛び地、南部は日出藩となっている。このような地理約・歴史的な背景を持つ国東半島の神楽を国東系としてまとめて良いのだろうか。疑問を抱きながら検証してみた。

現在、存続している神楽社を列挙すると、豊後高田市真玉町の有寺神楽、同市香々地町の夷里神楽、東国東郡国見町の武多都神楽、同町伊美の別宮八幡社神舞（神楽）、国東町の国東神楽、武蔵町の手野神楽、安岐町の富永神楽、杵築市大田の俣水神楽、同市熊野の年田神楽、同市山香町の山香神楽、速見郡目出町の津島神楽、同町成行の目出神楽などである。各神楽社の超源と沿革については、伝聞が多くて、資料

に乏しいが、上記神楽社の中で最も古いのは、津島神楽で、慶長六年に神楽十二番を奉納している。演目は不明であるが、番数から当社中と言う里神楽であろう。岩戸神楽がどこから伝わり何時から舞われるようになったのか不明であるが、別府市の「亀川村庄屋記録」の嘉永二年（一八四九）の項に「神楽八日出社人磐戸神楽相勤候」と記してあるから、当時の津島神楽社は「岩戸神楽」を舞っていたのである。演目については記していないが、勧請・白塔・手力雄・須茂雄・牟良雲・四ツ鬼・八重垣・児屋根・宇受売・戸取など今日演じている番付の多くは国東半島の神楽と同じで、演目の名称と順序に相違が見られるものの大差はない。

国東地方で岩戸神楽に関する最古の記録は「来浦村明細記」で、貞亨三年（一六八六）十月十八日と十九日に来浦八坂神社、若宮神社で奉納されている。くだつて安政五年（一八五八）の宮崎家文書に「為日乞御祈禱 当社於牛頭天王広前 岩戸神楽舞奏之事」と題した記録がある。染谷多喜男はこれを元に演目と演者を表示（表1）して考察しているので借用させていただきます。

『国東の庶民信仰』（国東町教育委員会・昭和五十六年）の中で染谷氏は、

安政五年											年		
兼太郎	善作	左近	兵庫	内膳	左内	達二	藤太	周平	淡路	宮崎	鎌田	演者	目
○	○	○	○	○					○	○	○	御	礼
○	○	○	○	○								志	楽
								○				花	開
	○	○	○	○			○					番	草
	○	○	○	○								神	楽
	○	○	○	○								結	男
	○	○	○	○								手	手
	○	○	○	○								大	崎
	○	○	○	○								弊	割
	○	○	○	○								四	手
	○	○	○	○								御	祓
	○	○	○	○								地	樂
	○	○	○	○								弓	頭
	○	○	○	○								岩	雄
	○	○	○	○								岩	垣
	○	○	○	○								白	鬼
	○	○	○	○								手	根
	○	○	○	○								素	取
	○	○	○	○								八	送
	○	○	○	○								四	祓
	○	○	○	○								児	連
	○	○	○	○								戸	
	○	○	○	○								注	

表1 来浦八坂社の神楽記録より  
 (『国東の庶民信仰』(国東町教育委員会・昭和56年より転載))

表一で注目したのは、神楽奉納者が十名ほどであるのに、三社ずつが寄り合って奉納している事である。(中略)表に見える宮崎石見正(来浦牛頭天王社)・宮永宮大夫(来浦若宮神社)・宮川越前正(向田天満社)・鎌田近江(富来牛頭天王社)・桜本淡路(下成仏天満社)は神主である。(中略)神主以外は名字を記していないが、左内・内膳・兵庫・左近・遠江など普通の百姓ではなさ

ような名前が多い。彼らは神主の一族か社人・法社であるとおもう。

と記されている。しかし、筆者は法社に関しては『国東町史』(国東町・昭和四十八年)の奉仕者を採りたい。今日の社家と呼ばれる人々で、神事に際して神官を補佐し神楽を舞っている。神楽師をメイホシヤと呼ぶが、舞奉仕者の事であろう。国東町域では明治以降も、前記の社家が寄り集まって神楽を奉納していたが、明治四十一年(一九〇八)に成仏神楽社が結成され、昭和三年(一九二八)には大恩寺地区に神楽を伝授している。しかし戦後は神楽社の維持が困難になったので、昭和三十一年(一九五六)から国東神楽社と改称し、楽員の維持を図っている。

『香々地町誌』(香々地町・昭和五十四年)によると、夷神楽は二十三段から成り、前半が里神楽、後半が岩戸神楽である。史料の初見は安永六年(一七七〇)で、当地の六所権現に神楽を奉納している。夷神楽の隆盛期は大正時代から昭和の前期にかけてで、国見町の赤根神楽社と真玉町の有寺神楽社に伝授しているが、両社ともに戦後は絶えている。見目神楽は香々地の別宮八幡社の神楽組として昭和二年(一九二七)に結成されているが、堅来八幡社付属の羽根神

楽社から伝授されたという。羽根神楽社は、堅来八幡の神官の野上肥後守が、明治十八年頃に、伊勢まで習いに行つて、作つたと言ひ伝えられている。一方、見目神楽は夷神楽の板井社長の指導も受けているという。また、宇佐神楽系の岩戸神楽で、足の踏み方は「浦安の舞い」に酷似しているという。ついでに記すと、国東町の成仏神楽も「真伝宇佐流」と称したことがあつたという。

国見町の伊美別宮八幡社の「神舞い神事」は、山口県上関町の祝島に渡つて祭り行事をする、「海を渡る祭り」として有名である。別宮社の神楽には岩戸神楽二十四番と夜戸神楽十二番などがあるが、前者の演目は、他の国東系の神楽と同じである。順番に記すと、祓式・御礼・一番神楽・花神楽・結開・手草・四つ手・大神・神主・荒神・地割・文撰・弊証男・弓証男までが里神楽（弊神楽・採り物神楽・式神楽）で、御祓・勧請祝詞・白頭大神・手力雄・素戔鳴尊・八重垣・葉鬼・舞鉾・児屋根・戸取明神・神送までの十一番が岩戸神楽である。

#### 第四項 豊前神楽の系統と分布

国東系神楽で里神楽と呼ばれている演目と、豊前神楽の内

の大部分側（中津市・宇佐市）の式神楽の演目には似ているものが多い。例えば、植野神楽の「神阪神楽」の演目を見ると、清祓・奉弊・大麻舞・杵人手房・大汐舞・御先・大神・弊証護・四ツ手・弓証護・地割などは文字が違っているが、採り物や舞い方に類似した点が多いのである。以上の「岩戸前神楽」が終わると、岩戸次第以下の岩戸神楽となる。思兼命・東方鬼・南方鬼・西方鬼・北方鬼・岩凝留命・玉祖命・大玉命・長白羽命・宇須女命の神々が次々に登場して舞い終われば退場する。最後に手力男命が岩戸を開いて終了する。岩戸神楽は国東系神楽の方が演劇化されていて、舞いの動きが激しい。豊前神楽では東・南・西・北の四鬼が次々に登場して退場するが、国東系では四ツ鬼（羽鬼）が同時に登場して暴れまわる。岩戸開にしても前者より後者の方が舞い方が技巧的である。豊前神楽には演目が多くあり、これを「神阪神楽」・「年回神楽」及び「湯立神楽」の三つに分けて、それぞれ三十三番に編成し目的に応じて舞っている。ところで、本編の主題は神楽の系統を探る事にあるから、演目や演技・言議・囃しなどについては省略したい。

橋本幸作は『豊前神楽考』（海鳥社・平成十七年）で「豊前の神楽は、英彦山と求菩提山の線に沿い、旧築上郡と旧上

毛郡を境にして、豊前の国を東西の二つに区別している」と記している。そして明治以後の東部の神楽を次の三つに分類している。

- 一 旧下毛郡の佐知の佐助さんから習ったといわれるもの
- 二 中津の若旗神社に伝わった植野神楽の系統のもの
- 三 国境、郡境に区別のつかないものや村の氏神の神職に習ったといわれるもの

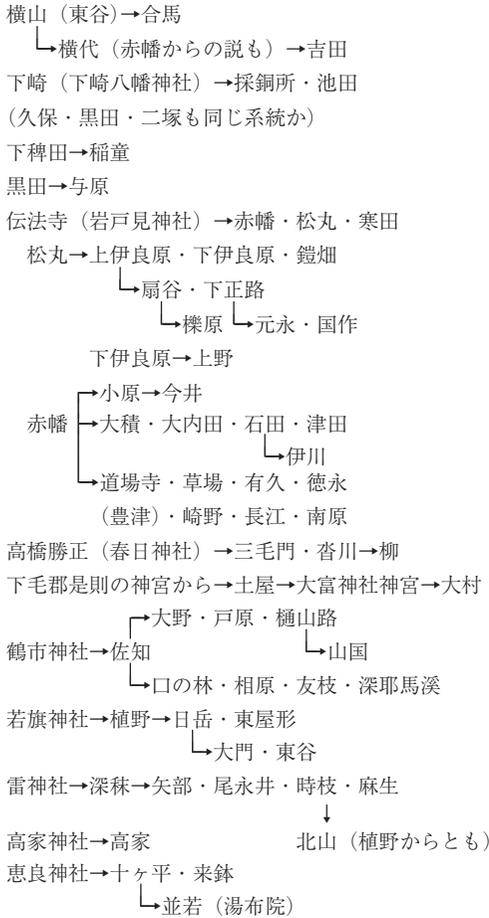
そして、「豊前神楽の主な継承関係（社家神楽から里神楽

への転換と系統）」と題した系統図（表2参照）を作成している。もちろん、この表を作るために資料を探し、現地を訪ねて確認されている。

本書の長所は、著者が神楽師であることと、多くの豊前神楽を観覧している点にある。私は宇佐・下毛の神楽については橋本氏と同じような調査・研究を試みているが、以下の記述は本書を参考にしていて断つておく。

先ず下毛郡耶馬溪地方に多くの神楽社を作らせ、指導した

豊前神楽の主な継承関係（社家神楽から里神楽への転換と系統）



（鶴市神社から佐知へは、鶴市神社の川江賢三から、また、松尾神社古野正種よりとの説があるが、この両者は同一人物の可能性はある）

表2 豊前神楽の系統  
（『豊前神楽考』海鳥社・平成17年より転載）

神楽の名手「佐知の佐助」を取り上げて伝授先をたどってみよう。『三光村誌』（三光村・昭和六十三年）には

佐知の佐助は本名広沢松次郎、神楽師名広沢渡といい、いち早く永添村の神職古野正種に神楽の伝授を受けた。生来器用で才に恵まれていて、明治十年（一八七七）には、三十三神楽の奥義を究めて渡と芸名を授けられ、佐知神楽の創始者となった。

神楽師匠としての渡は村内青年の同好者を集めて伝授し、一座を編成した。大野村・樋山路村・柿山村（以上現中津市耶馬溪町）まで指導に行き、明治十五年頃までには、それぞれ神楽社を結成した。大正十五年（一九二六）には、築上郡友枝村（現福岡県上毛村）にも指導に行つたという。年代は不明であるが、小屋川村（現中津市山国町）の所小野にも指導に行っている。結成した神楽社は十六社に及んでいる。

右に見える、神職古野正種は鶴市神社の神主である。彼の墓は永添の松尾神社に川江賢三の名前で残っていると云う。『耶馬溪町誌』に記す佐助に神楽を伝授した川江賢三と同一人物と見られている。

植野神社の初代社長に神楽を教えたのは古野氏出身の若旗

神社宮司秋満豊である。また、院内町の日岳神楽社を復興させたのは豊の次男の貢である。初代社長の河野氏は院内町の大門神楽社と本耶馬溪町の東谷神楽社に伝授している。

宇佐地方に伝わっている神楽の多くは、中津市三光の深秣神楽社から伝習している。この神楽は明治三十七年に当地の雷神社の神官佐藤亭治が教えたもので、習い始めの頃は「百姓神楽」と呼ばれていたようである。ここから宇佐市矢部の矢部神楽、時枝の時枝神楽、中麻生の麻生神楽、昭和五十二年（一九七七）から途絶えている尾永井神楽などへ伝わっているのである。なお、昭和二十四年（一九四九）には時枝から院内町の北山へ神楽を伝授している。

院内町の十ヶ平神楽と来鉢神楽は同系統で、旧郷社の恵良神社の神官山田堅澄・亀吉の神楽記念碑によると明治十二年（一八七九）に前者が結成されている。その後、明治十六年ごろ、後者が分離独立したようである。昭和十二年（一九三七）に大分郡の湯布院町に並若神楽社が生まれたが、これは十ヶ平神楽を傳習したものである。

住江神楽は、宇佐神宮の周辺の神社の神職たちがつくっていた宇佐神楽の流れという。同神楽社には、安政五年（一八五八）銘の神楽面が一式残っている。大正四、五年ごろ

民間の神楽社が生まれたが、現在は後継者が無くなって中断している。高家神楽も神官の宗像氏から明治三十五年以前に教わったという。この二つの神楽社は漁村の岩戸神楽である。安心院盆地に伝わる安心院神楽は「宮付神楽」と呼ばれ、神職から民間に伝わったが、他所から神楽を習った伝承はない。

別府市亀川のかまど神楽も豊前系の岩戸神楽である。明治三十六年（一九〇三）の「俚楽員同盟契約書」によると、現在のかまど神楽は明治二十年代から大正十四年（一九二五）までは八幡竈門神社付属岩戸俚楽と称され、従来の神楽を傳習したとあるが、神楽社の言い伝えでは「明治の中頃中津より傳習した岩戸神楽である」という。確かに現在のかまど神楽の演目には、岩戸前神楽十二番と岩戸神楽十番ともに共通のものが多い。しかし、かまど神楽で舞われている大蛇退治と七五三祓いは国東系の神楽と同じである。日出町の辻間神楽の影響であろう。囃しについても、豊前神楽は笛・太鼓・鉦のみであるが、かまど神楽はこの他に締め太鼓を用いている。調子は神楽の始めと終わりに奏するタツタを始め、神楽囃し・祝詞・御先・結界・狂い・シユギヨウなどは同じであるが、かまどの方が賑やかでテンポが速いという。

玖珠町の古後神楽は、平成七年（一九九五）に復活して十

周年を迎えた。この神楽社は昭和十三年（一九三八）に途絶えていたが、戦後一時復活し、同三十六年（一九六一）に再び途絶えていた豊前系の岩戸神楽である。伝来の経路は確かではないが、佐知の佐助に学んだ深耶馬溪神楽が地理的には近い。しかし、現在の古後神楽は大蛇退治など豊前神楽に見られない趣向を加えている。島根県の石見神楽を研修したのだという。

#### 第五項 おわりに

大分県の岩戸神楽は出雲流に属しているが、伝来の時期・経路は不明で拠るべき史料を知らない。出雲流神楽のルートは、島根県の佐陀神社に伝わる神能とされているが、これは江戸時代初めに京都で能楽を習った神官が、佐陀神社「七座の舞い」に能の方式を取り入れて創作した採り物神楽に、記紀の神話をモチーフにして面をつけて舞う神楽である。現在も「八重垣」（大蛇退治）「岩戸」など九曲の神能が奉納されている由である。この神楽が出雲石見あるいは備中・周防・長門の諸国に伝えられる過程で潤色され、娯楽性を加味した岩戸神楽に変化し、各地に特色のある岩戸神楽を残している。しかし、そのいずれかの神楽が海を渡って、豊前と豊後の岩

戸神楽の成立に寄与したという伝承、あるいは史料を見聞した事がない。筆者の浅学の故であろうか。それにしても、佐陀神能の成立は江戸初期であるから、豊前神楽も豊後の岩戸神楽も神職による神楽講の結成は、それ以後である。県内で唯一の高千穂系神楽として知られている玖珠神楽は安永四年（一七七五）から、臼杵藩の三輪流（宮流）神楽も安永八年から、神職の神楽組による湯立神楽が始まっている。御嶽神楽についてはここでは触れないが、同神楽の中興の祖と言われる神主加藤長古も明和・安永の時代の人である。

ところで、明治以降絶えてしまったが、別府市にも七社の神主たちによる神楽講が存続していた。これは岩戸神楽を含まない「神請御神楽」で並神楽と湯立神楽から成っていたようである。八幡朝見神社の「御神楽講記」の冒頭に

寛政十二庚申十一月十二日 於朝見八幡宮祭礼の節二

神楽講相談仕相窮申候

享和元 辛酉年正月二十六日 神 淡路正

初座相勤申候並神楽要文相決候

右によると、享和元年（一八〇一）に初めて神楽講が催さ

れ、神楽の要文を決めている。同文書は続けて、同二年の正月二十六日に開催された神楽講の席に於いて「天満宮九〇〇年二付き二月中旬神請御神楽修行之節要文相窮候」と記してある。神請御神楽は神々を勧請する神楽であるが、ここで決めた「要文」の手本になったのは「唯一神道立行事」と表記した冊子（朝見神社所蔵）と思われる。この筆写本には湯立神楽の次第が詳しく記され、文中の随所に「要文」が示されている。要文とは神楽歌・掛間詞のことと思われるので、別府地域の神官による神楽舞が成立した事を物語っている。しかし、ここでは岩戸神楽を受容しなかったので、明治以降民間に伝わらず断絶してしまった。そこで、先述のかまど神楽社が登場することとなったのであろう。

さて、十二番から成る採り物神楽の佐伯神楽は、大和の三輪神楽の流れを継いでいるという説があるが確証はない。能楽の「三輪」に白式神楽の舞いがあるが、佐伯神楽に影響を与えているか否か。明治から大正にかけて堅田郷八幡宮司の正田泉氏が神楽の復興に尽力したので有名になったという。

神楽は民俗芸能の一種であるが、演技者が次々に交代することは少ない。古典芸能の担い手と比較は出来ないが、青年

期に習い始め一人前の神楽師になれば、生涯舞い続ける。技能の継承が重視されるので、系統・流派が生じることとなる。一方では、他の芸能・流派と交流して芸態を変えることもある。神楽も例外ではない。

終わりに、従来の県内神楽の系統・分類については、上述のとおりであるが、その全体像を把握させるために、「系統図」の作成を提案したい。

〔追記〕 本稿は、豊後大野市教育委員会と御嶽神楽調査研究委員会が、平成十八年に刊行した『御嶽神楽』（大分県豊後大野市文化財調査報告書第1集）に掲載されている。

これは旧清川村に伝承した『御嶽神楽』を国指定無形民俗文化財に昇格させるための資料ともなっていた。筆者の独断で加筆し、本誌に転載させていただくことにしたので、関係各位・皆様にご了承をお願いする次第である。